

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、平成29年7月27日、厚生労働大臣に対し、本年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行った。これによれば、都道府県の経済実態に応じたランクごとに、Aランク26円からDランク22円までの引き上げ額が公表されている。千葉県はAランクに該当するため、26円の引き上げ額である。千葉地方最低賃金審議会は、以上の中央審議会の答申を踏まえて、同年8月7日、千葉労働局長に対し、現行の時間額842円から26円引き上げ、868円とする旨の答申を行った。

しかしながら、これらの最低賃金水準は、なお十分なものとはいえない。中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきであり、あわせて千葉地方最低賃金審議会においても、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申するべきであるから、本年度におけるいずれの審議会の答申もすみやかに見直されるべきである。

また、千葉労働局長においても、本年において地域別最低賃金の大幅な引き上げをはかるべきであり、少なくとも昨年度より50円以上の引き上げを決定すべきである。

- 2 現状の千葉県最低賃金の水準は、労働者が1ヶ月に173時間稼働した場合における賃金額として15万0164円にとどまり、千葉県下における生活保護基準額との差額は5万円にも満たない。このような賃金水準では、労働者が十分な勤労意欲を保持しつつ就労に励み、充実した社会生活を送ることは困難である。

最低賃金周辺の賃金水準で働く労働者層の中心は非正規雇用である。非正規雇用は、全雇用労働者の4割にまで増加している。特に、女性の割合が多く、若年層で急増しており、しかも、家計の補助ではなく、主に自らの収入で家計を維持する必要がある非正規労働者が大きく増加した。相対的貧困率は15.6パーセント（2015年）と依然として高い割合を維持しており、女性や若者など全世代で深刻化している貧困問題を解決し、また、男女賃金格差を解消するためにも、最低賃金の大幅な底上げが図られなければならない。

- 3 なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響

を与えることが予想される。政府は、最低賃金の引上げが困難な中小企業については、最低賃金の引上げを誘導するための補助金制度等の構築を検討し実施すべきである。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要もある。

4 政府は、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国平均1000円」にするという目標を明記していた。この目標は、全世代で深刻化している貧困問題を解消する上での最低限の目標と捉えるべきであり、早期の達成が必要不可欠である。この点、政府は、2015年11月、最低賃金を毎年3パーセント程度引き上げ、全国加重平均が1000円程度となることを目指すとの方針を示したが、方針どおり、毎年3パーセントずつ引き上げたとしても、1000円に達するには2023年までかかる。昨今の格差の拡大や貧困問題の深刻化に鑑みれば、2020年までに最低賃金を1000円にするという目標は堅持されなければならない。千葉県において、この目標をより早期に達成するためには、1年あたり少なくとも50円以上の引き上げが必要である。

5 以上のとおり、労働者の生活の安定と労働力の質の向上をはかるためにも、中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきであり、あわせて千葉県最低賃金審議会においても、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきであるから、冒頭で述べたいずれの審議会の答申もすみやかに見直されるべきである。

そして、千葉労働局長は、現状の千葉県の最低賃金の水準及び深刻な格差と貧困問題の現状を真摯に受け止めた上で、本年において地域別最低賃金の大幅な引き上げをはかるべきであり、少なくとも昨年度より50円以上の引き上げを決定すべきである。

2017（平成29）年8月10日

千葉県弁護士会

会 長 及 川 智 志